

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

- 保育士登録業務に係る手数料の収納事務の委託 (子育て支援室) 一
- 障害者就業・生活支援センターの指定 (産業人材・雇用対策課) 一
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農村振興課) 一
- 公有水面埋立ての免許 (水産業基盤整備課) 二
- 土地区画整理組合の理事についての届出 (都市計画課) 三
- 土地区画整理組合の事業計画変更の認可 (同) 三
- 都市計画事業の事業計画変更の認可 (同) 三
- 土地改良事業計画の適当の決定 (北部地方振興事務所) 三
- 土地改良事業計画変更の適当の決定 (同) 四
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (管財課) 四
- 開発行為に関する工事の完了(二件) (建築宅地課) 四
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (企業局) 五

告 示

○宮城県告示第三百二十号
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、保育士登録業務に係る手数料の収納事務を平成二十一年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十一年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

東京都渋谷区神宮前五丁目五十三番一号
社会福祉法人日本保育協会

二 委託期間

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百三十一号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第三十三条の規定により、障害者就業・生活支援センターを次のとおり指定した。

平成二十一年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定年月日

平成二十一年四月一日

二 指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地

1 名称 社会福祉法人恵泉会

2 住所 登米市迫町佐沼字江合三丁目十六の二

3 事務所の所在地 登米市迫町佐沼字中江一丁目十の四

○宮城県告示第三百三十二号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十一年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
出来川右岸	経営体育成基盤整備事業	平成二十年四月十一日
上区東部	経営体育成基盤整備事業	平成二十年一月十八日
籠岳	土地改良総合整備事業	平成十八年三月十五日
江合川左岸	かんがい排水事業	平成二十年七月十七日
笠石	地域水田農業支援排水対策特別事業	平成十七年十二月十九日

岸ヶ森	経営体育成基盤整備事業	平成十九年三月十三日
下伊場野	経営体育成基盤整備事業	平成十九年五月七日
田谷地沼	ため池等整備事業	平成十八年十一月三十日

○宮城県告示第三百二十三号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、公有水面埋立てを次のとおり免許した。

平成二十一年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 免許年月日

平成二十一年三月二十七日

二 免許を受けた者の名称

石巻市

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(1) 位置

第一種北上漁港区域内

石巻市北上町十三浜字山居一〇九番一、二二番二及び二二番三に隣接する公有水面

(2) 区域

次の各点を順次に直線で結んだ線及び(イ)点と(タ)点を結ぶ平成二十年の春分の満潮位(DL+)一・五〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

(イ)点 石巻市北上町十三浜字山居二二番二地先に設置した基点北緯三八度三六分三〇秒、東経一四一度三一分一六秒)から三七度一八分二〇秒九・八六メートルの地点

(ロ)点 (イ)点から 一〇二度二六分三〇秒 七・五〇メートルの地点

(ハ)点 (ロ)点から 一二度二六分一九秒 三・一〇メートルの地点

(ニ)点 (ハ)点から 一〇二度二六分二五秒 六七・二五メートルの地点

(ホ)点 (ニ)点から 一九二度二六分二一秒 三・一〇メートルの地点

(ヘ)点 (ホ)点から 一〇二度二六分一八秒 四・六〇メートルの地点

(ト)点 (ヘ)点から 一二度二六分三七秒 四〇・〇〇メートルの地点

(3) 面積

二、九九〇・六一平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

第一種北上漁港区域内

石巻市北上町十三浜字山居一〇九番一、二二番二及び二二番三に隣接する公有水面

(2) 区域

次の各点を順次に直線で結んだ線及び(A)点と(タ)点を結ぶ平成二十年の春分の満潮位(DL+)一・五〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

(A)点 石巻市北上町十三浜字山居二二番二地先に設置した基点北緯三八度三六分三〇秒、東経一四一度三一分一六秒)から二二度五二分四六秒一・六八メートルの地点

(B)点 (A)点から 二二度五二分四一〇秒 二〇・五〇メートルの地点

(C)点 (B)点から 一二度〇七分四二秒 一七・七二メートルの地点

(D)点 (C)点から 一〇二度二六分二五秒 一〇九・三五メートルの地点

(E)点 (D)点から 一二度二六分三五秒 九〇・〇〇メートルの地点

(F)点 (E)点から 二五三度一五分〇九秒 四一・〇一メートルの地点

(G)点 (F)点から 二二〇度〇四分五九秒 一一・七二メートルの地点

(H)点 (G)点から 三三三度四〇分五三秒 七・八二メートルの地点

(I)点 (H)点から 三二四度一〇分二〇秒 六・七〇メートルの地点

(J)点 (I)点から 二二五度三三分五五秒 一一・七三メートルの地点

(カ)点 (J)点から 二二七度一四分三八秒 一一・九二メートルの地点

(ク)点 (カ)点から 二五八度〇七分〇六秒 五・四九メートルの地点

(イ)点 (カ)点から 一度四二分〇一秒 二六・八三メートルの地点
 (ウ)点 (ク)点から 五度三八分一九秒 一九・四二メートルの地点
 (3) 面積 八、二三七・七五平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

○宮城県告示第三百三十四号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

平成二十一年四月三日

一 組合の名称

角田市町尻土地区画整理組合

二 事務所所在地

角田市角田字大坊四十一番地

三 届出の内容

理事を退任した者

氏 名 住 所
 半 沢 正 一 角田市梶賀字西二番七十三番地

○宮城県告示第三百三十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十一年四月三日

一 組合の名称

東松島市小野駅前土地区画整理組合

二 事務所所在地

東松島市牛網字駅前二丁目一番地の一

三 設立認可の年月日

平成十三年一月十八日

四 変更認可の年月日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十一年三月二十六日

○宮城県告示第三百三十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

白石市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

白石都市計画道路事業

2 名称

三・四・一号 沖の沢郡山線、三・四・八号 中河原白石沖線

三 事業施行期間

平成十四年七月十二日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第三百三十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により審査した結果、栗原市が行う土地改良事業(新堰下地区)計画を適当と決定したので、同条第六項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、同法第九条第一項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議の申出をすることができる。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年四月三日

宮城県北部地方振興事務所 所長 高 橋 幸 夫

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業(新堰下地区)計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十一年四月六日から平成二十一年五月八日まで

三 縦覧場所

栗原市役所

○宮城県告示第三百二十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第八條第一項の規定により審査した結果、栗原市が行う土地改良事業(金矢2地区)計画の変更を適当と決定したので、同条第六項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、同法第九条第一項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議の申出をすることができる。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年四月三日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高 橋 幸 夫

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業(金矢2地区)変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十一年四月六日から平成二十一年五月八日まで

三 縦覧場所

栗原市役所

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十一年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 県庁舎等清掃業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部管財課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十一年三月十二日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 ブイファッション仙台株式会社 仙台市宮城野区原町五丁目八番四十七号

五 落札金額 一億三千三百九十八万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十一年一月十六日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十一年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 大崎合同庁舎清掃業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部管財課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十一年三月六日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 太平ビルサービス株式会社仙台支店 仙台市青葉区花京院一丁目一番二十号

五 落札金額 一千九百四十万四千円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十一年一月十六日

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十一年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる 名取市高館吉田字東内館三十七番一、三十七番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 三及び三十九番一

三 株式会社リーベン 仙台市太白区八木山本町二丁目六番十一号

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十一年四月三日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

東松島市小松字谷地百七十番一、百七十一番、百七十二番、百七十三番、百七十四番、百七十五番、百七十六番、百七十七番、百七十八番、百七十九番、百八十番、百八十一番、百八十二番、百八十三番、百八十四番、百八十五番、百八十六番、百八十七番、百八十八番、百八十九番、百九十番、百九十一番、百九十二番、百九十三番、百九十四番一、二百四番一、二百六番、二百七番、二百八番、二百九番、二百十番、二百十一番、二百十二番、二百十三番、二百十四番、二百十五番、二百十六番、二百十七番一、二百十八番一、二百十九番、二百二十番、二百二十一番、二百二十二番、二百二十三番、二百二十四番、二百二十五番、二百二十六番、二百二十七番、二百二十八番一、二百三十五番一、二百三十六番一、二百三十七番一、二百三十八番一、二百三十九番一及び二百四十番一、同字谷地百八十三番、百八十四番、百八十五番、百八十六番、百八十七番、百八十八番、百八十九番、百九十番、百九十一番、百九十二番、百九十三番、百九十四番一、二百十八番一、二百十九番、二百二十番、二百二十一番、二百二十二番、二百二十三番、二百二十四番、二百二十五番、二百二十六番、二百二十七及び二百二十八番一の各地先道並びに同字谷地百八十三番、百八十四番、百八十五番、百八十六番、百八十七番、百八十八番、百八十九番、百九十番、百九十一番、百九十二番、百九十三番、百九十四番一、二百四番一、二百六番、二百七番、二百八番、二百九番、二百十番、二百十一番、二百十二番、二百十三番、二百

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

百十四番、二百十五番、二百十六番、二百三十五番一、二百三十六番一、二百三十七番一、二百三十八番一、二百三十九番一及び二百四十番一の各地先水路
 東京都千代田区神田佐久間河岸六十七
 ロック開発株式会社
 石巻市門脇五丁目十五番一号
 株式会社石巻さくら自動車学校

企業局

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
 平成二十一年四月三日

宮城県公営企業管理者 佐 藤 幸 男

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 ポリ塩化アルミニウム(単価契約)

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 企業局公営事業課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十一年三月二十三日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 カメイ株式会社 仙台市青葉区国分町三丁目一番十八号

五 落札金額 三万六千三百円(一トン当たり)

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十一年二月十日